

BitLending 利用規約新旧対照表

下線部変更

告知日：2025 年 10 月 17 日

改定日：2025 年 10 月 22 日

改定前	改定後
第 3 条 アカウント情報の管理 1.ユーザーは、自己の責任において、アカウント情報（本サービスを利用するための ID、パスワード、二段階認証のための情報等）を厳重に管理及び保管するものとし、これを第三者に貸与、又は第三者と共用してはならない。 2.当社は、ユーザーによるアカウント情報の管理不備（アカウント情報の貸与又は共用を含むがこれに限られない。）に起因して発生した損害の責任を負わない。ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではない。 3.前項の規定は利用契約の終了後も有効に存続する。 4.ユーザーは、当社に届け出た情報に変更があった場合は、速やかに当社に届け出るものとし、かかる届出を怠ったことによってユーザーに発生した損害について、当社は法的責任を負わない。	第 3 条 アカウント情報等の管理 1.ユーザーは、自己の責任において、アカウント情報 （登録にあたり、本サービスを利用するための ID、 パスワード、二段階認証のための情報等）等の設 定に加え、当社が定める所定の手続に必要なとなる 複数の要素（知識要素、生体要素、所持要素を 含む。）を組み合わせた本人認証（以下、「多要 素認証」という。）の設定を行うものとする。 2.ユーザーは、自己の責任において、本サービスを利用するための ID、パスワード、二段階又は多要素認証のための情報等（以下、「アカウント情報等」という。）を厳重に管理及び保管するものとし、これを第三者に貸与、又は第三者と共用してはならない。 23.当社は、ユーザーによるアカウント情報等の管理不備（アカウント情報等の貸与又は共用を含むがこれに限られない。）に起因して発生した損害の責任を負わない。ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではない。 3.前項の規定は利用契約の終了後も有効に存続する。 4.ユーザーは、当社に届け出た情報に変更があった場合は、速やかに当社に届け出るものとし、かかる届出を怠ったことによってユーザーに発生した損害について、当社は法的責任を負わない。 5.ユーザーが、当社が要求する多要素認証を設定していないこと、又は多要素認証設定後に当該設定を解除したことによりユーザーに生じた一切の損害（第三者によるアカウント情報等の不正入手、盗用又は不正利用による損害を含むがこれに限られない。）について、当社は法的責任を負わない。た

	<u>だし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではない。</u> <u>6.第3項及び前項の規定は利用契約終了後も有効に存続する。</u>
第4条 特典プログラム 1.当社は、ユーザーの取引状況や紹介状況に応じて、次の各号に定める特典プログラム（以下、「本特典プログラム」という。）を実施することができるものとする。 (3)紹介プログラム：ユーザー（紹介者）が新規ユーザー（被紹介者）を紹介した場合に、紹介者および被紹介者双方に対し、当社所定の特典を提供する制度 2.本特典プログラムの適用条件、特典内容、提供方法及び提供時期その他本特典プログラムに関する事項は、当社の合理的な裁量に基づき、当社が別途定めるものとする。なお、ユーザーは別途定めのない限り、本特典プログラムについて、本規約が適用されることについて予め同意する。	第4条 特典プログラム 1.当社は、ユーザーの取引状況や紹介状況に応じて、次の各号に定める特典プログラム（以下、「本特典プログラム」という。）を実施することができるものとする。 (2)長期優待プログラム：当社が定める一定の貸借数量以上の暗号資産を、一定期間以上継続して当社に貸し出したユーザーに対し、<u>貸借貸借料率の優遇等の特典</u>を提供する制度 (3)紹介プログラム：ユーザー（<u>以下、紹介プログラムの適用対象となるユーザーを「紹介者」という。</u>）が新規ユーザー（<u>以下、紹介プログラムの適用対象となる新規ユーザーを「被紹介者」という。</u>）を紹介した場合に、紹介者および被紹介者双方に対し、当社所定の特典を提供する制度 2.本特典プログラムの適用条件、特典内容、提供方法及び提供時期その他本特典プログラムに関する事項は、当社の合理的な裁量に基づき、当社が別途<u>定めるものとする。当社ウェブサイト</u> (https://bitlending.jp/) <u>上のリンク先にて定めるものとする。</u>なお、ユーザーは別途定めのない限り、本特典プログラムについて、本規約が適用されることについて予め同意する。
第4条 特典プログラム 7.ユーザーが本特典プログラムの適用条件を満たさなくなった場合、本特典プログラムの不正行為として別途当社が定める事項に違反した場合その他不正な手段により特典を受けたと当社が合理的に判断した場合、当社は当該ユーザーに対して何らの通知・催告等することなく、特典の提供の停止、取消し、個別契約及び利用契約の終了その他必要な措置を講ずることができる。 9.当社は、紹介 URL からの登録を紹介プログラムの適用条件とするものとし、紹介 URL からの登録がなされておらず、かつ、被紹介者が初めて個別契	第4条 特典プログラム 7.ユーザーが本特典プログラムの適用条件を満たさなくなった場合、本特典プログラムの不正行為として別途当社が定める事項に違反した場合その他不正な手段により特典を受けたと当社が合理的に判断した場合、当社は当該ユーザーに対して何らの通知・催告等することなく、特典の提供の停止、取消し、個別契約 <u>（第6条第1項に定義する。）</u> 及び利用契約の終了その他必要な措置を講ずることができる。 9.当社は、<u>紹介者が当社ウェブサイト</u> (https://user.bitlending.jp/) <u>にて取得した</u>

約（第 6 条第 1 項に定義する。）を締結した日から 1 週間以内に当社へ問い合わせがなされていないときは、紹介プログラムの対象外とみなすものとする。	紹介 URL <u>からの登録を経由して、被紹介者が利用契約及び個別契約を締結したことを</u>紹介プログラムの適用条件とするものと<u>し、する</u>。紹介 URL からの登録がなされておらず、かつ、被紹介者が初めて個別契約（<u>第 6 条第 1 項に定義する。</u>）を締結した日から 1 週間以内に当社へ<u>紹介プログラムの適用に関する</u>問い合わせがなされていないときは<u>をしないときは</u>、紹介プログラムの対象外とみなすものとする。
第 6 条 個別契約の成立 1.ユーザーは、貸し出しを希望する日に貸出対象となる暗号資産（以下、貸出対象となる暗号資産を「対象暗号資産」といい、貸出対象となる暗号資産の量を「貸借数量」という。）を当社に送付し、かつ以下のすべての条件を満たしたとき、当社とユーザーの間で、個別契約（以下、「個別契約」という。）が成立する。 (1)対象暗号資産が、当社が別途指定するウォレットアドレスに対して送付されたこと (2)送付に係るトランザクションに対し取引通念上十分と認められるコンファメーションがなされたこと (3) 別途当社が定める最低貸借数量、最高貸借数量、及び貸借数量の単位をいずれも順守していること	第 6 条 個別契約の成立 1.ユーザーは、貸し出しを希望する日に貸出対象となる暗号資産（以下、貸出対象となる暗号資産を「対象暗号資産」といい、貸出対象となる暗号資産の量を「貸借数量」という。）を当社に送付し、かつ以下のすべての条件を満たしたとき、当社とユーザーの間で、個別契約（以下、「個別契約」という。）が成立する。 (1)対象暗号資産が、当社が別途指定するウォレットアドレスに対して送付されたこと (2)送付に係るトランザクションに対し、<u>当社が</u>取引通念上十分と<u>認められる認める</u>コンファメーションがなされたこと (3) 別途当社が<u>ウェブサイト</u> <u>(https://bitlending.jp/)</u> 上のリンク先にて定める最低貸借数量、最高貸借数量、<u>対応ネットワーク</u>及び貸借数量の単位をいずれも順守していること
第 7 条 貸借期間及び返還 3.当社は個別契約終了日から起算して 7 営業日（第 15 条第 1 項に規定する。以下同じ。）以内に、ユーザーが第 1 項に基づき返還を申請した対象暗号資産と同種・同量の暗号資産を、ユーザーが別途指定するウォレットアドレスに送付する方法により返還する。返還の際、理由の如何を問わず誤送付等により生じた不当利得についてユーザーは民法第 703 条に従って当社への返還義務を負う。	第 7 条 貸借期間及び返還 3.当社は個別契約終了日の<u>翌日</u>から起算して 7 営業日（第 15 条第 1 項に規定する。以下同じ。）以内に、ユーザーが第 1 項に基づき返還を申請した対象暗号資産と同種・同量の暗号資産を、ユーザーが別途指定するウォレットアドレスに送付する方法により返還する。返還の際、理由の如何を問わず誤送付等により生じた不当利得についてユーザーは民法第 703 条に従って当社への返還義務を負う。

第 7 条 貸借期間及び返還 6.前項の規定は、個別契約終了後も引き続き効力を有する。 7.第 4 項に規定する取扱いは、当社の債務不履行を構成せず、当該取扱いによりユーザーに生じる損害について、当社は、当社に重大な過失がない限り、その責任を負わないものとする。	第 7 条 貸借期間及び返還 6.前項の規定は、個別契約終了後も引き続き効力を有する。 7.第 4 項に規定する<u>返還日の延期等</u>の取扱いは、当社の債務不履行を構成せず、当該取扱いによりユーザーに生じる損害について、当社は、当社に重大な過失がない限り、その責任を負わないものとする。 <u>7.前二項の規定は、利用契約終了後も引き続き効力を有する。</u>
第 8 条 利用契約終了に伴う清算 1.第 5 条の規定により利用契約が終了した場合、利用契約終了日の前日を個別契約終了日とし、個別契約終了日から起算して第 7 営業日までにユーザーから借り入れた対象暗号資産と同種、同量の暗号資産をユーザーが別途指定するウォレットアドレスに返還する方法により、個別契約を清算する。 2.ユーザーの責めに帰すべき事由により個別契約が終了した場合には、当社は貸借料の支払義務を負わない。 3.前項以外の場合においては、当社はユーザーに対し、個別契約終了日の属する月の各貸借日の貸借料を第 9 条第 1 項に準じて計算し、その合計に相当する数量の対象暗号資産を、個別契約終了日の翌月 1 日から起算して 11 営業日までに、ユーザーが別途指定するウォレットアドレスに送付する方法で支払う。 4.前 3 項に規定する取扱いは、当社の債務不履行を構成せず、当該取扱いにより契約者に生じる損害について、当社は、当社に重大な過失がない限り、その責任を負わないものとする。	第 8 条 利用契約終了に伴う清算 1. 第 5 条の規定により利用契約が終了した場合、利用契約終了日の前日を個別契約終了日とし、個別契約終了日<u>の翌日</u>から起算して<u>第 7 7</u> 営業日までにユーザーから借り入れた対象暗号資産と同種、同量の暗号資産をユーザーが別途指定するウォレットアドレスに返還する方法により、個別契約を清算する。 2.ユーザー第 12 条第 2 項の責めに帰すべきいづれかの事由により個別契約が終了した場合には、当社は<u>貸賃</u>借料の支払義務を負わない。 3.前項以外の場合においては、当社はユーザーに対し、個別契約終了日の属する月の各貸借日の貸借料を第 9 条第 1 項に準じて計算し、その合計に相当する数量の対象暗号資産を、<u>個別利用</u>契約終了日の翌月 1 日から起算して <u>11 7</u> 営業日までに、ユーザーが別途指定するウォレットアドレスに送付する方法で支払う。 4.前 3 項に規定する取扱いは、当社の債務不履行を構成せず、当該取扱いにより契約者に生じる損害について、当社は、当社に重大な過失がない限り、その責任を負わないものとする。 <u>5.前項の規定は、利用契約終了後も引き続き効力を有する。</u>
第 9 条 貸借料の計算及び支払 2.当社は、貸借料を月ごとに支払うものとし、当該月の貸借料の合計に相当する数量の対象暗号資産を翌月 1 日にユーザーの保有する対象暗号資産の貸出数量に加算する方法によりユーザーに支	第 9 条 貸借料の計算及び支払 2.当社は、貸借料を月ごとに支払うものとし、当該月の貸借料の合計に相当する数量の対象暗号資産を翌月 1 日にユーザーの保有する対象暗号資産の貸出数量に加算する方法によりユーザーに支

払う。なお、貸出初月の賃借料は日割りにて計算する。 4.第 7 条第 5 項、同第 6 項の規定は賃借料の支払いの場合に準用する。	払う。なお、貸出初月の 賃貸 借料は日割りにて計算する。 4.第 7 条第 5 項、同第 67 項の規定は賃借料の支払いの場合に準用する。
第 12 条 利用契約終了等 2.当社は、ユーザーが次の各号のいずれかに該当すると当社が判断したときは、何らの通知・催告等をすることなく、当該ユーザーのアカウントの一時停止又は利用契約の終了措置を講じることができる。利用契約が終了した場合、当社と当該ユーザーの間に成立している個別契約はすべて終了する。	第 12 条 利用契約終了等 2.当社は、ユーザーが次の各号のいずれかに該当すると当社が判断したときは、何らの通知・催告等をすることなく、当該ユーザーのアカウントの一時停止又は利用契約の終了措置を講じることができる。 利用契約が終了した場合、当社と当該ユーザーの間に成立している個別契約はすべて終了する。